

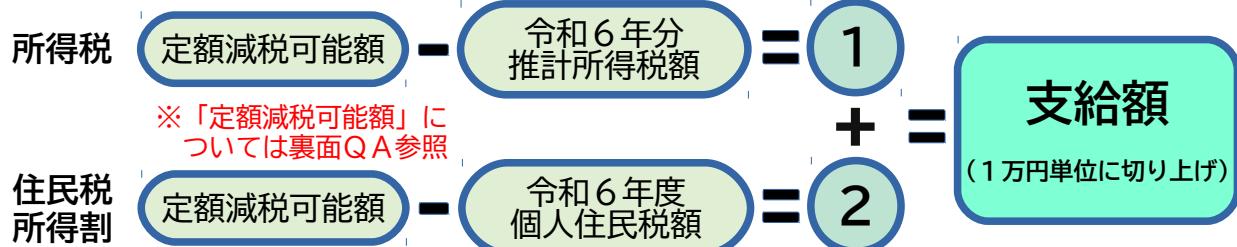


交野市定額減税調整給付金について

給付金の あらまし

交野市では、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対する定額減税調整給付金を、低所得者支援および定額減税を補足する給付として、定額減税の実施にあわせて給付します。

給付金 支給額



支給 対象者

右のすべてに
当てはまる方

- ・所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方が賦課されている
- ・定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る
- ・合計所得金額が1,805万円以下の方

支給 手続方法

支給のお知らせが届いたとき

- ・「支給のお知らせ」に支給予定額、振込予定日、振込先口座「マイナポータルに既に登録された公金受取口座」または「令和2(2020)年に10万円給付金を振り込んだ口座」を記載しています。
- ・基本的に手続は不要（振込口座の変更や給付金を辞退する場合は手続きが必要）です。

支給予定日
令和6年
7月下旬

確認書が届いたとき

確認書を返送する場合

「確認書」に必要事項を記入し、通帳等及び対象者本人確認書類の写しなどを同封のうえ、返送をお願いします。

オンライン申請をする場合

別紙「調整給付のご案内」のQRコードを読み取り、手続きを行ってください。
※オンライン申請された場合は確認書を返送する必要はありません。

確認書返送及び
オンライン申請期限

令和6年
10月31日(木)

支給予定日

申請受理から
2~3週間
程度

※同日必着。オンライン申請の場合は同日23:59まで。
 ※期限を過ぎても提出がない場合は給付金を辞退したとのみなします。
 ※期限後の受付はできません。

※提出書類等に不備があった場合は振込が遅れる場合があります

Q. 定額減税調整給付金の支給元の自治体はどのように決まるか。

A. この給付金は、令和6年度個人住民税が課税される市区町村から給付されます。

Q. 定額減税とはどのような制度か。

A. 納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年度分の所得税3万円、個人市民税1万円を減税する制度です。

Q. 定額減税可能額とは何か。

A. 定額減税可能額の計算式

$$\cdot \text{所得税分} = 3 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$$

$$\cdot \text{住民税所得割分} = 1 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数})$$

【例】配偶者含め3人扶養している場合の定額減税可能額は以下のとおり

$$\cdot \text{所得税分} = 3 \text{万円} \times (1 + 3) = 12 \text{万円}$$

$$\cdot \text{住民税所得割分} = 1 \text{万円} \times (1 + 3) = 4 \text{万円}$$

Q. 令和6年分推計所得税額とは何か。

A. 事務処理基準日（6月3日）時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額のことです。（復興特別所得税は含まれておりません。）

Q. 事務処理基準日とは何か。

A. 調整給付額算定の事務処理（課税情報の抽出など）を進める目安となる日のこととで、6月3日を事務処理基準日としています。

Q. 修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合はどうなるのか。

A. 令和7年以降に追加給付予定です。

Q. 支給額や推計所得税等の各数値について重大な相違がある場合はどうすればよいのか。

A. 給付金額に不足が生じた場合は、当該不足分を令和7年以降に給付することとしており、不利が生じない制度となっておりますが、重大な相違があると認められる場合は、支給額の再算定を行う場合もありますので下記までご連絡ください。

Q. この給付金は課税対象か。また、差し押さえの対象となるのか。

A. 給付金の収入は非課税です。また、差し押さえの対象ではありません。

給付金の「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

ご自宅や職場に市役所や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記の電話や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ先

交野市臨時特別給付金推進室 平日9:00~17:30(土・日・祝日のぞく)

0120-093-192 (フリーダイヤル)

072-892-0121 (市役所代表番号)